

## 船頭町地区地区計画変更について

建築基準法の一部改正により、新たな用途地域として「田園住居地域」が創設され、建築基準本別表第二（ち）項に「田園住居地域」が追加されたため、条項ずれが生じた。

これに伴い、建築基準法を引用している船頭町地区地区計画について、所要の変更を行うもの。また、建築基準法上の記載にあわせ、一部文言の修正を行うもの。

### 1. 変更内容

- ① 条項ずれの解消
- ② 建築基準法上の記載にあわせた軽微な修正

### 2. 今後のスケジュール

時 期	内 容	備 考
H31. 2 月上旬	条例縦覧（2 週間）・意見書提出（1 週間）	
H31. 2 月下旬	都市計画審議会	必要に応じて
H31. 3 月上旬	法定縦覧・意見書提出（2 週間）	
H31. 5 月下旬	都市計画審議会	
H31. 6 月中旬	都市計画決定、告示・縦覧	

〈参考：建築基準法別表第二の改正内容〉

改正前		改正後	
(い)	第一種低層住居専用地域	(い)	第一種低層住居専用地域
(ろ)	第二種低層住居専用地域	(ろ)	第二種低層住居専用地域
(は)	第一種中高層住居専用地域	(は)	第一種中高層住居専用地域
(に)	第二種中高層住居専用地域	(に)	第二種中高層住居専用地域
(ほ)	第一種住居地域	(ほ)	第一種住居地域
(へ)	第二種住居地域	(へ)	第二種住居地域
(と)	準住居地域	(と)	準住居地域
(ち)	近隣商業地域	(ち)	田園住居地域
(り)	商業地域	(り)	近隣商業地域
(ぬ)	準工業地域	(ぬ)	商業地域
(る)	工業地域	(る)	準工業地域
(を)	工業専用地域	(を)	工業地域
(わ)	用途地域の指定の無い区域	(わ)	工業専用地域
		(か)	用途地域の指定の無い区域

新設→

## 条例縦覧

都市計画法第 16 条第 2 項の規定に基づき、「芦屋町地区計画等の案の作成手続に関する条例」により地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めるもの。

- ・縦覧期間：当該公告の日の翌日から起算して二週間
- ・意見書の提出：縦覧期間満了の日の翌日から起算して一週間を経過する日まで
- ・対象者：区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者

## 法定縦覧

都市計画法第 17 条の規定に基づき、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、公衆の縦覧に供するもの。

- ・縦覧期間：当該公告の日から二週間
- ・意見書の提出：縦覧期間満了の日まで
- ・対象者：関係市町村の住民及び利害関係人